

第14回 子どもに関する政策討論会議（議事概要）

日 時：令和6年2月22日（木）10:00～10:50

場 所：議事堂6階 601 特別委員会室

出席者：子どもに関する政策討論会議 委員12人

議会事務局 小西企画法務課長 ほか

資 料：事項書

資料1 子どもに関する政策討論会議提言書（正副座長案）

中森座長

ただいまから、第14回子どもに関する政策討論会議を開会いたします。

本日は、年度末に行う提言についての委員間討議を行います。

前回の政策討論会議で、委員の皆様からいただいた意見を踏まえ、前回お示しした提言書の正副座長素案に修正を加え、お手元に配付の資料1のとおり、提言書の正副座長案を作成しました。

それでは、提言書の正副座長案について、素案からの修正箇所を中心に、事務局に説明させます。

小西企画法務課長

それでは、資料1を御覧ください。

提言書の正副座長案でございます。素案からの修正部分につきまして、網掛けをしてございます。主なものについて説明をさせていただきます。

まず、1ページを御覧ください。「はじめに」のところの3行目でございますが、貧困、虐待、いじめ等、この順番につきまして、こども大綱を踏まえまして順番の変更をさせていただきました。

続きまして、3ページをお願いいたします。提言の内容の子ども条例に関する部分でございますが、真ん中下あたり、1行空いた下でございます。子どもはの次に、生まれながらにして人としての尊厳と権利を持っている、という文章を先に位置づけるという形で修文をしてございます。

その下、ウェルビーイングにつきましては、4ページに説明書きを追加をさせていただきます。

また、3ページの一番下でございますが、児童の権利に関する条例ではという

ことで、子どもの意見表明権と、4ページの上の部分で社会への在り方や形成に関わることと、この部分について分けて記載をするような形で修文をさせていただきます。

続きまして、6ページをお願いいたします。子ども施策の展開の中で、一番上、しかしながらに続く部分につきましても、こども大綱を踏まえまして、貧困、虐待、暴力等、順番を変えさせていただきました。

また、6ページ中ほどでございますが、「全ての子どもが生まれ育った環境等にかかわらず」という部分について、重複している文章があるんじゃないかという御指摘でございましたので、その部分を整理させていただいております。

続きまして、7ページでございます。体験活動の機会の確保といたしまして、遊びや人との関わり合いということも踏まえて、非認知能力について少し丁寧に書かせていただきました。また、こうした力は、いわゆる非認知能力と呼ばれており、将来にわたり人生を豊かに過ごす上で非常に大切な能力というところにさせていただきまして、その下で、保育園、幼稚園、認定こども園を加えた子どもに関わる様々な場所において非認知能力が育まれるよう、その意義や必要性について周知啓発していく必要があるということを入れさせていただいております。

また、8ページでございます。こちらにつきましても、遊びも加えまして、様々な体験活動を通して育まれる非認知能力、こういった書き方をさせていただいております。またの部分でございますが、親の経済状況や意識によって体験格差と呼ばれる事態が生じているということに記載させていただいております。

これを踏まえまして、この四角の中でございますが、新たに1つ目の丸といたしまして、子どもの非認知能力が育まれるよう、その意義や必要性について周知をすること、というのを新たに加えまして、2つ目の丸では、保育園、幼稚園、認定こども園も含めて記載をしております。

その下、②子どもの居場所づくりでございますが、子どもの居場所は重要な役割を担っているということを最初の3行で記載をした上で、その下でございますが、子どもは家庭や学校を基盤としながら成長していくと。この家庭や学校が安全・安心に過ごすことができる場所であるよう、大人がしっかりと環境を整えていくということの重要性は言うまでもないということをしつかり書き込ませていただきました。その上で、しかしながら、近年、困難を抱える子どもたちが増えており、安全・安心に過ごせる居場所も求められているという流れとさせて

いただいております。

その下、真ん中あたりの網掛けでございますが、子ども食堂等、地域にある居場所をはじめ、図書館等の社会教育施設を活用した子どもの居場所づくりの取組が進められているということを書かせていただきまして、こういった取組の更なる充実が求められているとさせていただきます。

その下、ユースセンターといった中学生や高校生を対象とする居場所が不足しているという声も聞かれているとさせていただきます、その下の四角の中でございますが、1つ目の丸で、安全・安心で自分らしく過ごせる子どもの居場所づくりと加えさせていただきました。2つ目の丸では、また以降でございますが、中学生、高校生向けの居場所づくりについて十分考慮することを加えさせていただきます。

続きまして、10 ページ、③不登校状態でございますが、そのためにということに、学校になじめない子どもをどのように支援していくのかという、その在り方について改めて考える必要があるというのを記載しております。

また、その下、不登校状態にある子どもたちに対しまして、県が施策を展開するにあたっては、不登校状態の子ども、その保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者の意見も聴きながら進めるということで、こちらも順番、前はフリースクールが前に来ておりましたが、順番を見直させていただきます。

その下、全ての子どもの個々の状況に応じた教育の機会を提供できるよう、校内の教育支援センターの設置促進・機能強化と併せまして、並列して、学校以外の学びの場の充実を図るということも記載をさせていただきました。

11 ページでございます。これを踏まえまして、四角の中の一番上でございますが、不登校状態にある子どもについては、子どもと保護者の意見をはじめ、フリースクール等の関係者という形で直させていただきます。

また、④でございます。子どもが安全・安心に情報社会を生きるための環境整備といたしまして、しかしながらの次でございますが、子どものスマートフォン依存により、対面でのコミュニケーション能力が低下する等、日常生活に支障が生じたり、SNSを利用した犯罪に巻き込まれたりするなど、情報社会の進展に伴う新たな課題が生じているといたしまして、日常の使い方への注意も含めて記載をさせていただきます。

続きまして、その下でございますが、SNS等のトラブルや犯罪から子どもを

守る環境整備はもちろんのこと、情報モラルの習得や適切に使いこなすことができるよう、情報リテラシー教育を推進する必要があるというふうに整理をさせていただきまして、12 ページの四角の中でございますが、子どもが安全・安心に情報社会を生きることができるよう、情報モラルの習得に向けた支援や情報リテラシー教育の推進をすることとさせていただきます。

また、12 ページの①学習支援の部分でございます。生活保護や社会的養護下などにいる貧困層の子どもの状況が悪化することで、非貧困層の子どもとの間での学力面や高等教育機関への進学面の格差が顕在化しているというところで、1つ問題提起をさせていただいております。

続きまして、13 ページでございます。ヤングケアラーにつきましては、2行目でございますが、年齢や成長の度合いに見合わない重い責任や負担を負っているヤングケアラーということで説明をさせていただいた上で、家事等により時間が制約されることで学びや様々な活動の機会が十分に保障されず、本人の育ちや教育に影響があるといった課題があるという言い方にしております。

それから、15 ページでございます。特別な支援が必要な子どもへの支援といたしまして、15 ページの四角の中でございますが、発達に課題がある子どもと外国にルーツがある子どもについて、分けて記載をしております。最初の丸の方では、発達に課題がある子どもが専門的な指導・支援を受けられるよう、指導に当たる教員の人材育成等による支援体制の充実を求める。また、2つ目では、外国にルーツがある子どもが学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語教育の充実を図ると。課題を2つに分けて記載をした上で、3つ目は合わせて、卒業後も自分らしく活躍できるよう継続的な支援に取り組むこととしてございます。

続いて16 ページでございますが、意見を表明し、社会的活動に参画できるといたしまして、16 ページ一番上の近年のところ、子どもアドボカシーにつきましては、その下の方で説明書きを加えることといたしまして、この子どもアドボカシーの機運が高まっている。しかしながら、社会的養護の子どもにかかわらず、自分の声を聴いてもらえないと感じる子どもは少なくない。子どもアドボカシーの取組を一層推進するとともに、この子どもアドボカシーの人材育成も必要であるという論旨を含めております。

これを踏まえまして、その下の四角の中の2つ目の丸で、子どもアドボカシーの一層の推進、また人材育成を図ることを記載してございます。

17 ページでございます。「全体を通して」といたしまして、この四角を新たに

書き加えることで強調させていただいております。まずは、財源の確保につきましては、継続的に子どもたちの成長支援をしていく必要があるということで、引き続き財源の確保に取り組んでいく必要があるといたしまして、四角の中で、必要な安定的な財源について、その確保に努めること。

また、②の方では、真ん中あたりのまたの部分ですが、子ども施策の決定にあたっては、専門家の意見や子どもの意見を聴く機会を設けるとともに、そこで出た意見を最大限尊重し、子どもの権利を保障していく必要がある。さらにの後でございますが、子どもに対する直接的な支援の成果として評価できないものも見受けられるため、評価指標については見直していく必要があるといたしまして、18 ページの四角の中で、子ども施策に知見を持った専門家の参画を得て、施策の進捗を確認する機会を設けること。また2つ目の丸として、定量的な目標を設定する際には、真に子どもに対する直接的な支援として施策の成果を図ることができる目標項目及び目標値とすることと記載をしております。

修正部分につきましては、以上でございます。

中森座長

ありがとうございます。

それで、提言書の正副座長案について、皆様方から改めて御意見があればよろしくお願ひいたしたいと存じますが、御意見については前回同様、項目ごとに議論の時間をとりたいと思いますので、御了承願ひます。

それでは、1 ページ及び2 ページの大きな1 番、「はじめに」というところですね。これについて、まとめてこの部分について御意見があればお願ひします。

前ここで修正したもので、よろしいですね。

「はじめに」についてはこの案で、この場での決定とさせていただきたいと思ひます。

続けて3 ページに移ります。3 ページの大きな2 番、提言の中の「1 三重県子ども条例の改正」についてで、3 ページから5 ページの上段までの三重県子ども条例の改正についてのことに関しまして、御意見がございましたらお願ひをいたします。

これも皆様方からいただいた御意見をここに反映させていただきましたので、よろしいですね。

では、以上、「1 三重県子ども条例に改正」についての部分については、これ

で案として決定したいと思います。

続きまして、5ページの下段、及び6ページになります「2 子ども施策の展開」の総論部分ですね。ご意見がございましたら、お願いいたします。

よろしいか。

それでは、子ども施策の展開の総論部分についても、この案で決定させていただきます。

次に、7ページから12ページまで行くんですけども、ちょっと長くなる。全ての子どもが健やかで安全・安心に成長できるについて、御意見があればお願いいたします。

小島委員

この前、意見させていただいたことをいろいろ反映していただいて、どうもありがとうございます。

まず、ちょっと1点確認させていただきたいんですが、この四角囲みの中というのは、上に書いてある総論を具体的に落とし込んだ中身という理解でよろしいですか。

小西企画法務課長

四角の部分が中心的な提言内容で、それに至る討論会議での検討や説明について、その前段の部分で記載しているというイメージでございます。

小島委員

この四角の中が具体的な提言内容だということであれば、例えばプレイパークといった地域資源も生かした体験の機会の場を創出するっていうことがその上の方の文章の中に書いていただいているんですけども、本来ならそういう中身というのは具体的にこの四角の中に書き込んでいただく方がいいのではないかとこのように思います。

具体的に申しますと、2つ目の丸のところ、必要な施策を講じることという結びになっていますけれども、この具体が例えばプレイパークといった場の創設やと思うので、そういうことこそこの四角の中に書き込んでいただくべきではないのかなというふうに思いますが、いかがでしょうかというのが1点目です。

中森座長

四角のところ、2つ目の丸のところの、必要な施策を講じることの必要な施策について具体的に、提案されてるのはプレイパークといった地域資源も生かした体験の機会ということを具体的に入れたらどうかということですね。

小島委員

続けてよろしいですか。

それと同じ意味で、9ページも同じです。文章の中にユースセンターといった中学生や高校生を対象とする居場所がというふうに書いていただいておりますけれども、まだここにその文章で書けるほどユースセンターというのはいわゆるないので、この四角の中に、やっぱりそういう場の創設というのを具体的に書き込んでいただくことが提言としてふさわしいのではないかと思います、いかがでしょうか。

中森座長

続けてそういう提案がございましたので、今2つ、小島委員から御提案されたことに対しまして、他の委員さんはどうですか。

今井委員

とても重要なことだと思います。

ただし、この正副座長案の提言書の全体を見ていかないといけないですよ。上の文章と四角囲みの中の書き込み方っていうところを、全体を見ていかないといけないと思いますので、その辺はどのようにしていったらいいのかというところですよ。

今おっしゃられたことも、とてもわかります。ですので、四角の中が特に強調しとるわけじゃなくて、その前の文章というのもすごく大事だと思っています。僕ちょっと言っとった幼保小連携とかは、例えばこの7ページの上で書いてもらってるので、それ以外のところは、四角の中では、体験活動ところでは書いてもらっていますけども、上でしっかり書き込んでもらってあるのっていうふうに納得をさせてもらっておったんですけど、もしそのような四角囲みと前の文章のどのような位置付けにするかっていうところは、全体を通して考えた方がいいのかなと思います。

中森座長

まとめ方の問題ですので、小島委員のおっしゃることも当然十分よくわかる。四角囲みに必要な施策って何やと思ったら、その前文を読めば、必要な施策というのはそこに書いてあるということで、いまのところ思ってたんですけども、あえてここに強調するというか、表明した方がいいんじゃないかという意見はもちろんそれも1つの意見ですけども。全体を通してのことに影響あります。

小島委員

きちっとそういう考え方を全体で整理していただいて、ここで言うこれは前段に書いてあるこの中身ですよということを御説明いただければいいのかなというふうには思います。なので、確認をお願いします。

別件でよろしいでしょうか。

10 ページです。学校になじめない子どもという書き方のところは、私はこの前、学校の在り方そのものを問い直す必要があるんじゃないかというところとは少しニュアンスが違いまして、例えばこんなふうに変えていただけませんか。学校の在り方そのものが子どもたちから問われているのではと改めて考える必要がある。だから、学校になじめない子どもって書いてしまうと、子どもが悪いようにどうしてもニュアンスとして伝わってしまうので、学校の在り方そのものが子どもたちから問われているのではないかと改めて考える必要がある。そういうニュアンスで前回申し上げましたので、ここはぜひ文章を変えていただきたいなと思います。

中森座長

このことに関しまして、皆さんどうですか。

今井委員

賛成です。

中森座長

賛成という御意見がありましたので、このように小島委員の指摘したことに對しまして、修正を加えるということでよろしいですか。

具体的には今おっしゃった言葉を、事務局よろしいですか。修正の仕方よろし

いですね。

では、この部分については修正を加えるということとします。

続けて、御意見ありますか。

小島委員

前回漏らしておりました、1点。11 ページの2つ目の丸の校内教育支援センターの設置をはじめとする、はじめなので含まれているという意味だろうと思いますけれども、12月に申し入れしていただいたときに、やっぱり人の配置もということでおっしゃっていただいていたので、そのあたりを含めるのであれば、設置や支援員の配置をというふうに入れて、ここに人が配置されていないことが問題だという課題意識あったように思いますので、それか、はじめとするに含まれるということですかね。

空き教員がこれを担うということでは、本来の意味がないという議論をしたように記憶しておりますので、付け加えは可能でしょうか。

中森座長

この御意見について、他の委員さんどうですか。

異論がないようでしたら、事務局どうですか。これで対応できますか。

小西企画法務課長

書きぶりとしたしましては、小島委員おっしゃっていただきましたように、はじめとする不登校支援の中に入れるイメージで記載はしてございましたが、そこも改めてということであれば、そのようにさせていただきたいと思います。

中森座長

修正するということによろしいですか。異議がなければ修正するということ。

杉本副座長

修正するでいいと思うんですが、現状は今年、文部科学省は人をつけましたけれども、とって少ないので、国の方もそういう動きではあるってということ。でも、極めて少ないというか、現状には合わないってということで、充実という意味

も含めて記述するのかなというふうに思います。

今井委員

そこに書いてもらうのはいいと思うんですけども、それであれば、10 ページの最後のところになりますけど、不登校状態にある子どもに対し校内の教育支援センターの設置促進、人員の配置の拡充、こっちへ書くことも必要。そこでいきなり唐突に出てくるっていう形になっちゃうので、と思いました。

中森座長

今井委員の御指摘についても、他の委員の皆さん、それでよろしいですか。

小島委員よろしいですか。

事務局よろしいですか。

では、修正を加えるということで決定します。

続けて、ほかに御意見ございますか。

(発言する者なし)

よろしいですね。

御意見いただきましたことに対しましては、修正を加えるということで。

続けて、次に 12 ページ中段から 15 ページの上段までにかけての、生まれ育った環境にかかわらず誰一人取り残されることなく健やかに成長できる項目について、御意見をいただきます。

今井委員

このことについて話したことがなかったので、申し訳ない。唐突になっちゃうんですけども、15 ページの外国にルーツのある子どもが学習に必要な日本語を習得できるよう、日本語教育の充実を図ること。これはもうとても大事なことだと思うんですけども、前文にあるように、生活や学習上の困難を抱えているということで、やっぱり日本の文化とか生活習慣とか、そういったところで、非常に外国にルーツのあるお子さんたちは不安もあるんじゃないかなと思いますので、この日本語教育の充実は当然重要なんですけども、そういった日本の文化とか生活習慣になじめるよう支援するっていうことも重要なかなと思うので、書き込むことができないのかなと思っております。

中森座長

という今井委員の御指摘というか、追記の希望の御意見がございました。
他の委員さんどうですか。

稲森委員

今の今井委員のところに関連してなんですけども、やっぱり文化の違いとかかっていう、障害があるなし、あるいは外国にルーツがあるか、そうでないかとかいろんな違いがあると思うんですけど、そこのお互いが交流したり知り合うということが、いろんな文化になじんでいったりというか、我々の側が外国の文化になじんでいったりってということにもつながると思うので、そういう何か共に過ごしたり、お互いを知り合うっていうような機会が大事だというようなことをどっかに加えていただけないですかね。大変ですかね。趣旨から外れてますかね。

中森座長

今井委員おっしゃるのは、日本語の充実を図ることはもとより、それと同時にというか、生活文化のことについてもしっかりとするという提案があったことについて、稲森委員から、お互いにと、こちら側も相手様の外国のことをしっかり知り合うというか、認め合うというか、理解し合うことも重要ではないかという御指摘ですので、その前に、この挿入の仕方については、お互いということも含めた表現にしてはどうかという提案だと思うんですけども。

今井委員

僕もそれでいいと思います。日本の文化とかを押し付ける気は全くないので、やっぱり外国にルーツがある子どもの考え方や文化とか生活習慣っていうのも理解しないといけないので、稲森委員言われるように、お互いというのが大事だと思います。

中森座長

この趣旨については、特に今お二方の御意見については、異論はないですね。
ということは、追記するということによろしいですか。
追記の仕方について、事務局どうですか。

小西企画法務課長

文化や生活習慣への支援の部分につきましては、今、前文で、一人一人の特性やニーズに応じた指導支援という言い方でちょっと大きく書いておりますけども、そこはもう少し文化とか生活習慣も含めてイメージできるように記載をさせていただくようなイメージでしょうか。

中森座長

四角の中の文章を修正するという点について、事務局どうですか。今の話と一緒にことおっしゃってるの。

小西企画法務課長

四角の中の文章を、今、日本語教育の充実ということになっておりますが、これにもう少しこの四角の中を大きくとれるように書き加えるということがございます。

中森座長

もう一度整理しますと、前文はいろいろと十分表現していただいていることについてはそれでいいんですけども、四角囲みの中の日本語教育の充実を図ることに特化した提言になっていることについては、それに加えて、お互いに生活習慣などの理解を深めるということも併記してはどうかということなんです。

小西企画法務課長

そのように、四角の中を少し。

杉本副座長

先ほど一番初めに、前に書かれてある文章と四角囲みの関連も議論になっていましたので、前のところも少し修正した上で、四角囲みをつけていうことでよろしいですか。その方が関連性が出てくると思うので。

もう1点。書き加えるかどうかは検討させていただきたいと思うんですが、1点、お知りおきいただけたらいいなと思うのは、日本語だけでは、日本語が母語になる子はこれでいいんですけども、日本語が母語ではない子、小学校、中学校ぐらいから入ってきた子については、母語形成がきちっとできないと、学習言

語は獲得できないので、本当は母語の形成というのはすごく大事なんですね。そのあたりは、四角の中には書きませんが、ひよっとすれば、前文のところに書かせていただくかもしれません。

中森座長

ということで、副座長からちょっと補足説明がありました。

他の委員さん、よろしいですか。

(発言する者なし)

そのようなことも含めて、前文も一部修正がある。四角囲みももちろん修正するというのでさせていただきたいと思います。よろしいですね。

では、そのように決定いたします。

次に、15 ページ及び16 ページまで、意見を表明し、社会的活動に参画できる項目について、御意見をいただければと思います。

たくさん修正させてもらったので、よろしいですね。十分修正を加えたということでございますので、(3) 意見を表明し、社会的活動に参画できるについては、この素案を案にさせていただきたいと思います。

続けて、17 ページから18 ページにかけて、全体を通しての項目について、御意見があればお願いします。

石田委員

会派から1つ意見がありましたので申し上げます。

財源の確保のところですか。当然子どもに関する事業を展開するには財源というのは大事なところですので、趣旨はこのとおりでよろしいんですが、予算編成権が知事にあつて、私たちは提言する立場ということ踏まえると、四角の中ですね、子どもの成長支援に関する施策の充実を図るために必要な財源確保について、「安定的な」を除いて、その後、「県民等」からをちょっと除いて、「財源について、その確保に努めること」と、ちょっとあっさりしていただいたらありがたいなという意見がありましたので、これ会派からの意見として申し上げます。

わかっていたのかな。「安定的な」を除いて、それから「県民等の理解を」から「進め」を除いて、残す部分だけ読みますと、「子どもの成長支援に関する施策の充実を図るために必要な財源について、その確保に努めること」と。趣旨

はそのまま変わってないと思うんですが。

中森座長

趣旨だけ残して、具体的な手法とか、そういうところまで提言にはあげないと。執行部にゆだねるということにしてはどうかと、こういうような内容でございます。

このことに関しまして、何かありますか。

稲垣委員

どういう趣旨で言われてるのか、ちょっとよくわからないんですけども、会派の方に説明されるときに、この財源についてはここでもいろんな議論があつて、例えば基金の配分の見直しもやってはどうかと。ただ、そこまでは踏み込めないよねっていう議論とか、いろんなことがあつたと思うんですね。そのことが、例えば安定的な財源っていう言葉に多分なってるんだらうっていうことを考えると、やっぱり議論の経緯を考えると、ここに書いてあるとおりで私はいいんじゃないかなっていうふうに思いますので、そういったこの議論があつたっていうことを一度また会派の、ここで議論に参加されてないので、多分その背景を分かっておられないと思いますから、ここにいるメンバーで説明をした上で、こういう背景でこういう言葉になってるんですよっていうことを伝えるべきかなということをちょっと思いますね。

中森座長

私から意見はちょっと言いにくいので、この部分については。

石田委員

今ここで合意に至らない部分については、会派からの意見ですので会派に持ち帰って、もう一度説明をさせてもらって、また次回持ってまいります。

中森座長

ということで、稲垣委員よろしいですか。

稲垣委員

はい。

今井委員

この四角の中で、今のことはそれをお願いします。

「必要な安定的な」って、「な」「な」っておかしいような、文章的にあれなんで、充実を図るために必要かつ安定的な財源っていう形になるのかなというふうに思います。

中森座長

という御意見もいただきましたけれども、ちょっと趣旨が違います。文章の書き方という御指摘というのと、もうそもそもそういう具体的な手法については控えるべきという意見という状況になっています、現状は。

他の委員さん、どうですか。

多少、会派意見の部分と、こちらの説明が十分周知しているかどうかということも含めて、今、御意見をいただいております。この分についてはまだペンディングということで決定はできませんけれども、現状はそういうことについて御理解をいただきたいと思います。

そのほかに意見がございますか。

杉本副座長

正副座長案なのに、私が意見言うのはとっても変です。座長すいませんが、1つだけ気になっていることが今日、今読んでいて思ったことが5ページなんですけれど。正副座長案なのに申し訳ありません。

5ページの四角囲みの(オ)なんですけれど、一番最後に「丁寧に県民に説明すること」っていう県民の前に「子どもをはじめとする」、「子ども」という言葉を入れてはどうかと思いました。(オ)のところそれぞれの主体って書いてありますが、子ども条例の本当の主体は子どもだと思うので、今の子ども条例もそうなんですけれど、子どもたちにどう周知していくかっていうのが大事で、数値目標にも挙げておりましたけれども、なかなか今の条例でも進んでないっていう現状がありましたので、ここへぜひ子どもという言葉は何らかの形で入れては、「子どもをはじめ」とするのか、何かそんなことを思いましたが、座長いか

がでしょうか。

中森座長

副座長からたつての願いで土壇場になって御意見出ましたけども、委員の皆さんどうですか。

小島委員

県民って子どもも含んでっていう考え方なんですけれども、書いてはいけないという理由はないと思いますので、積極的に入れるということでどうですか。

中森座長

小島委員からも副座長に賛成の意見が出ましたけど、他の委員さんどうですか。

特に他の委員さん、異論がなければ、副座長の思いを最後に反映させていただくということで、修正をするということでよろしいですか。

そのように修正をさせていただきます。

事務局よろしいですか。

再度、全体を通してというか、もう最後、全体を通してはよろしいですか。

全体を通してのところの四角囲みについては少しペンディングというか、意見が少し分かれております。それは原文のまま、会派にそれぞれ再度下ろすということで今日のところは決定したいと思います、それでよろしいですか。

石田委員、それでよろしいですか。

一応全ての項目にわたって、本日、皆様方から御意見をいただきました。

一部修正並びに追記という御意見をいただきました。

ということで、軽微な修正ということもございますので、本日いただいた御意見の反映については、正副座長に御一任をいただいた上で、正副座長案の更なる修正を行い、それを本政策討論会議の案として、会派に意見聴取を行うこととしてよろしいですか。

事務局、それでよろしいですか。

小西企画法務課長

今回いただきました御意見を踏まえまして、修正させていただきます、改め

て次回 28 日でございますが、そちらでこの修正案をお示しさせていただければと思います。

中森座長

ということで、28 日のこれ第 15 回になるのかな。
それでよろしいですか。もう一度事務局。

小西企画法務課長

もう一度お願いします。本日いただきました意見を踏まえまして、こちらの今の正副座長案を修正させていただきますまして、次回 2 月 28 日に第 15 回目の政策討論会議が予定されておりますが、そこでまた見ていただきまして、御議論いただいた上で、各会派で最終の確認をとっていただきたいと考えております。

中森座長

最後の部分を私の口述を修正させていただきますが、それでは、本日いただいた御意見をできる限り反映した修正を行い、次回の政策討論会議において、改めて提言書の正副座長案をお示ししたいと存じます。

なお、次回の政策討論会議では、政策討論会議として提言の内容について合意を取り、会派に持ち帰りいただけたところまで進めたいと存じます。

それでは、年度末に行う提言についての委員間討議を終了いたします。

次に、次回の政策討論会については、本日に引き続き、年度末に行う提言について御協議いただきたいと存じますが、日程等の詳細について、この後の委員協議で御協議いただきたいと存じますので、御了承願います。

本日、御協議いただく事項は以上となりますが、ほかにございませんか。

石田委員

先ほどのスケジュールでいくとすると、最後、私が会派の意見として、財源の確保のところ、ちょっと意見が分かれているところは 28 日までに調整をした上でということなんでしょうか。そうすると、持ち帰った答えを 28 日に言うのではもう遅くなっちゃうんですけども。

中森座長

稲垣委員の先ほどの御意見は、会派の意見は石田委員から発表されましたけれども、それまでの議論が十分会派の皆さんに周知されているかについては、十分ではないのではないかという御指摘があつて、そういう前段のことがあつて、最終こうなったということで、今の四角囲みになっていると。こういうことを十分御理解をしていただくように会派にお願いしてはどうかという御意見だったと思うんですよ。

石田委員は、会派にこの意見を持って、前段の部分について十分会派に説明をしていただいて、原文をそれでも直す必要があるかということについては、28日に改めて発表していただくということでよろしいんじゃないですか。それでよろしいですね。

ほかにございませんか。

稲垣委員

28日の次は、28日で会派へ行って、いつまでに会派の集約するんでしたっけ。

中森座長

6日予定です。

稲垣委員

1週間、会派で諮れる時間があるということですね。

中森座長

6日確定ですので、あとはもう全協だけ。

日程の関係でよろしいですか。

次回以降の日程について、改めて事務局よろしいですか。

日程のことも含めて、皆様方から御意見がないようでしたら、以上で本日の会議は終了といたします。ありがとうございました。

(以上)